



長野県報

3月4日(月)
令和6年
(2024年)
第488号

目次

規則

技能検定実技試験手数料の額を定める規則の一部を改正する規則(産業人材育成課)..... 1

告示

保安林予定森林にする旨の通知(森林づくり推進課)..... 2

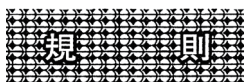
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(4件)(森林づくり推進課)..... 2

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課)..... 4

公告

県営土地改良事業の変更計画の策定及び縦覧(農地整備課)..... 4

林業種苗法に基づく生産事業者の登録(森林づくり推進課)..... 5



技能検定実技試験手数料の額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和6年3月4日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第3号

技能検定実技試験手数料の額を定める規則の一部を改正する規則

技能検定実技試験手数料の額を定める規則(平成29年長野県規則第33号)の一部を次のように改正する。

本則の表中「する25歳未満の者」を「する23歳未満の者」に改め、「及び在職者」を削り、「する25歳以上の者」を「する23歳以上

の者」に改め、

| | | |
|-------------------------|--------------|-----------|
| イ 県外の 在校生 | (ア) 在職者 | 知事が別に定める額 |
| | (イ) (ア) 以外の者 | 12,100円 |
| ウ ア及びイ以外の者(在職者に 限る。) | | 知事が別に定める額 |

を

に改め、同表の備考の1中「25歳未満の者」を「23歳未満の者」に

| | | |
|--------------------|--------------|-----------|
| イ 県外の 在校生 | (ア) 在職者 | 知事が別に定める額 |
| | (イ) (ア) 以外の者 | 知事が別に定める額 |
| ウ ア及び イ以外の 者 | (ア) 在職者 | 知事が別に定める額 |
| | (イ) (ア) 以外の者 | 知事が別に定める額 |

改め、同1の(1)中「25歳」を「23歳」に改め、同備考の4中「25歳以上の者」を「23歳以上の者」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

産業人材育成課